

平成27年度第1回岩手県子ども・子育て会議

日時:平成27年9月1日(火)

10:30~12:00

場所:岩手県水産会館5階 大会議室



## 1 開 会

○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

はじめに、本日まで出席いただいております委員の皆様は、委員総数26名のうち、20名が出席しております。過半数に達しておりますので会議が成立いたしますことをご報告いたします。本日はお手元に配付しております次第のとおり、「岩手県ふるさと振興総合戦略」の策定についてご意見をいただくということで検討会を予定しております。そのほか情報提供を予定しております。なお本日の会議は公開となっておりますのでご了承願います。開会にあたりまして、保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

## 2 あいさつ

○佐々木保健福祉部長

県の保健福祉部長の佐々木でございます。委員の皆様にはお忙しいなかご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から本県の子ども・子育て支援の推進につきまして格別のご理解・ご協力をいただいております、この場をお借りして感謝申し上げます。県では長年にわたり人口減少を県政の重要課題として捉えて取り組んで参りました。昨年の6月には知事を本部長とする人口問題対策本部を設置して、人口減少問題に関する議論を重ねて今年の3月に人口問題に関する報告を取りまとめたところであります。国におきましては、昨年の11月にまち・ひと・しごと創生法を施行して、12月にはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定した後、人口減少や地方創生に関してとりわけ取り組むこととされたところであります。こうした中で本県では、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かうための基本目標をはじめ、今後5年間の主な取組内容や、具体的な施策、数値目標を盛り込んだ「岩手県ふるさと振興総合戦略」を本年10月末に策定することとしております。この戦略の策定に当たりましては、有識者会議を設置してこれまで3回の会議を開催して検討したところでありますけれども、人口問題対策の大きな柱の一つが自然減対策でありまして、日頃から子ども・子育て支援や少子化対策に携わっております子ども・子育て会議の委員の皆様のご意見を頂戴いたしたく、本日この戦略の素案の概要についてご説明し、意見交換させていただきたいということで開催したものでございます。今後は、本日いただきましたご意見を踏まえて、戦略策定に向けて担当部局とさらに検討を進めて参ります。そのほか、本日は本県4月から施行された子ども・子育て支援新制度の現在の状況、それから来年3月の策定に向けて現在検討を進めております子どもの貧困対策推進計画について現在の状況等を情報提供させていただきます。本日の会議におきまして委員の皆様方の忌憚のないご意見・ご提言を承りまして、総合戦略に反映させていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

それでは出席者のご紹介になりますが、お手元の資料、次第の2ページをご覧ください。これまでの委員の皆様につきましては、大変恐縮ですが出席者名簿におきましてご紹介に代えさせていただきます。なお、今回備考欄の右から2列目ですが、新任の委員の皆様がいらっしゃいますので、委員の皆様へのご紹介をさせていただきます。名簿順でございます。岩手県私立幼稚園PTA連合会会長の大泉愛さん。本日はご欠席になりますけれども岩手県PTA連合会副会長の五嶋学さん。続きまして岩手県私立保育園連盟会長の佐藤利美さん。続きまして岩手県社会福祉協議会・岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会副会長の村上勉さん。岩手県児童養護施設協議会会長の佐藤孝さん。岩手県町民課長の田村寿さん。岩手県小学校長会月が丘小学校長の中村説子さん。以上7名が新たに就任されましたのでよろしくお願いいたします。

続きまして次第の2、意見交換に入らせていただきます。条例第3条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなりますので、今後の進行を遠山会長さんをお願いいたします。

### 3 議 題

#### (1) 意見交換

岩手県ふるさと振興総合戦略（素案）の概要について

○遠山会長

それではお手元の次第におきまして3の議題に移らせていただきます。3の(1)意見交換、「岩手県ふるさと振興総合戦略」の素案の概要につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

○小川保健福祉企画室企画課長

保健福祉企画室の小川と申します。私の方からは総合戦略の素案につきまして説明をさせていただきます。総合戦略の趣旨につきましては先程部長の挨拶にありましたとおりでございますので、まずは資料の方をご覧くださいと思います。資料1といたしまして、A3版の概要、それと当部の関係部分を抜粋した「岩手県ふるさと振興総合戦略」の素案という表紙のついたA4の冊子が一つ、それから表紙はございませんがカラー印刷の朱書きの部分がございませ資料が2枚、4ページの3種類お配りしております。まずは総合戦略の全体につきましてご説明したいと思いますので、A3の概要版を開いていただきたいと思います。1番目に総合戦略の概要とありますが、その下に総合戦略とは、という部分になっておりますが、先程部長の挨拶にもありましたが、「岩手県人口ビジョン」を踏まえ、人口減少に立ち向かうための基本目標を定め、それから今後5年間の主な取組や具体的な施策、数値目標等を示すもの、というものでございまして、この概要版の資料の下に縦に4列の項目があります。一番左には人口ビジョンの要点を示しております。右側の3つが総合戦略の概要の記述となっております。まずはこの資料の左側の2つの列をご覧ください

ただきたいと思っております。人口ビジョンの中の中段あたりにふるさと振興の3つの柱ということで、①から③まで掲げております。総合戦略ではこの3つの柱を踏まえまして、3つの施策推進目標、2列目でございますが出しております。1つ目が「岩手で働く」点線の枠の中をご覧くださいませでしょうか。施策推進目標として、県外への転出と県内への転入を均衡させる社会増減ゼロを目指すということでいわゆるこれは人口の流出・流入を踏まえた社会減対策ということでございます。それから、その下「岩手で育てる」という項目になっておりますが、点線の中、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します、ということで、これは先程ありました自然減に対する部分の柱でございます。その下3つ目でございますが「岩手で暮らす」という項目名でございますが、医療や福祉などの基盤の強化にあたる部分でございます。そもそもの前提となる部分、支えとなる部分ということで、目標といたしましては人々の願いに応える豊かなふるさと岩手をつくる、ということで、非常に抽象的な表現でございますが、このような基盤をつくる、この3つの柱を立てております。これらの施策推進目標に向けて取組をしていくわけでございますが、具体的には左から3つ目の列に総合戦略の展開として10個のプロジェクトとして成立させていただいております。右側にはそれぞれのプロジェクトの主な目標、いわゆる成果目標でございます、KPIというふうに呼んでおりますが、重要業績評価指標ということでそれらも掲げております。この10のプロジェクトのなかで、特に当部に関わるものは、3列目の上から4つ目「就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト」、それから下の「子育て支援プロジェクト」、下から2番目の「保健・医療・福祉充実プロジェクト」、この3つでございます。これらのプロジェクトの詳細につきましては後ほど本編を使って説明いたします。それではA3資料の裏面をご覧くださいませと思います。本戦略におきましては、取組をするに当たって県民総参加の取組としておりまして、プロジェクトごとに県以外の主体を含めました各主体の代表的な役割を整理するとともに、左下の方には自然減対策と書いてあるのですが、結婚支援対策の充実・強化になりますとか、乳幼児等医療費助成の一律化、下の方に参りまして子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、子育てしやすい労働環境の整備など、これらは国を挙げて取り組むべき事柄、これらも総合戦略の中に入れさせていただいているところでございます。これらが戦略の概要というところになります。

それでは先程申し上げましたプロジェクトの中で当部に関わる3つにつきまして、恐れ入りますがA4の資料をご覧くださいながら説明をしたいと思っております。「岩手県ふるさと振興総合戦略(素案)」という表紙が付いたものです。ページとしましては、1ページからとなっておりますが、総合戦略の趣旨でありますとか、計画の期間でありますとか、が書いております。3ページ以降は先程申し上げました3つの施策推進目標、それから今申し上げました国を挙げて取り組むべき事項について記載している部分でございますので、ここは改めての説明は省略させていただきます。めくっていただいて51ページをご覧くださいませと思います。2-(1)「就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト」とございます。ここから数ページを使ってこのプロジェクト案を記載しております。具体的な取組につきまして

は52ページからになります。このプロジェクトの主な取組内容は、①「子育てしながら働きやすい労働環境の整備」から裏面に参りまして③「妊娠・出産に対する支援」まで、この3つの施策を掲げております。まず①「子育てしながら働きやすい労働環境の整備」、これは当部が直接、というところではございませんが、その内容といたしましては、賃金などの労働条件の改善等や、国の機関と連携して企業・関係団体への要請活動を行うほか、国との連携による労働相談や助成制度等の周知・啓発活動を行う、ということにしております。先程申し上げましたKPIにおきましては、当部で所管しております「子育てにやさしい企業等認証企業数」を指標としているところでございます。次のページをご覧ください。②「出会い・結婚支援の強化」でございます。こちらは結婚への意識醸成、情報発信を行うほか、皆様ご存知のとおり「結婚支援センター」を新たに設置・運営し、結婚を望む人々の会員登録、マッチング支援を実施する、という内容となっていて、指標としては、「結婚支援事業を行っている市町村数」「結婚支援センターの会員数」「マッチングによる成婚数」を掲げております。続いて③「妊娠・出産に対する支援」でございますが、周産期母子医療センターの運営を支援するほか、緊急搬送体制の確保等がございます。それに加えて女性の特定不妊治療の補助をやっておりますが、これに加えて男性不妊治療の補助を創設するとともに、女性健康支援センターでの相談や、不妊専門相談センターでの相談を継続していく見通しでございます。KPIはご覧の通り「周産期医療情報ネットワークシステム参加率」「不妊治療にかかる治療費の助成延べ件数」を掲げております。その下に「県民総参加の取組」ということで、57ページにも表がございますが、これは先程述べました県内の各主体の役割を代表するものを支援しているものでございます。これは医療機関でありますとか、市町村をはじめ企業・団体、県民・NPO、当然県というところで整備をさせていただいているところでございます。次のページをご覧いただきたいと思っております。2-(2)「子育て支援プロジェクト」でございます。取組の内容としましては55ページの下にあります。①から③の3つの項目としておりまして、まず①「子育てにやさしい環境づくり」でございます。子育てにやさしい企業認証・表彰制度に取り組むとともに、イクメンハンドブックや子育てマンガの配布によるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行うことが一つと、「いわて子育て応援の店」協賛店舗への登録の働きかけをしております。指標といたしましては「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数、「子育てにやさしい企業等認証企業数」を掲げております。②「保育サービスの充実」でございますが、序盤、保育施設の整備や小規模保育事業、放課後児童クラブの充実などを図るということと、待機児童の解消や就労形態の多様化に対応した各種保育サービスの支援ということを掲げております。また、「保育士・保育所支援センター」の設置などによりまして保育人材の確保に取り組むほか、「子育て支援員」の認定研修を支援している、というような概要となっております。指標といたしましてはご覧のとおり、いわゆる保育所等の利用定員数、それから「放課後児童クラブ」の設置数を指標とするものでございます。3つ目でございますが、③「子どもに対する医療の充実」でございます。小児医療遠隔支援システムの利活用の促進のほか、未熟児や小児慢性特定疾病に対する医療費助

成を行います。また、子ども妊産婦医療費助成及びひとり親家庭医療費助成、就学前児童及び妊産婦に係る医療費助成の現物普及化に取り組むこととしております。指標といたしましては、小児医療遠隔支援システムの利用回数としております。県民総参加の各主体による取組では、表として次のページに整理してしております。子ども・子育て支援機関等、企業・団体、県民・NPO等、このような形で取り組んでいこうと考えております。続きまして3つ目でございますが、87ページから「保健・医療・福祉充実プロジェクト」でございます。具体的な取組内容につきましては、88ページから記載しておりますが、まずは「医療、福祉・介護の充実」についてですけれども、これについては①から⑤の5つの項目を挙げております。①は「人材の確保・定着・育成」ということで、医師・看護師等に対する修学資金の貸付、介護福祉士等修学資金貸付を実施していくということございまして、指標といたしましては県内の保育士養成施設卒業者のうち、県内の保育所・認定こども園に就職した者の人数、介護の職場に就職した人数など4つ掲げております。続いて②「潜在有資格者や多様な人材の参入」ですが、ナースセンターや福祉人材センター等と連携して事業所とのマッチング支援を行うほか、就業に向けた研修や職場体験等を実施するということとしております。指標といたしましてはご覧のとおり潜在看護職員研修参加者数、福祉人材センターを利用して就職した人の人数等4つの指標としております。③「関係機関が連携した取組の推進」でございますが、事業者が自ら処遇・待遇の改善や魅力ある職場づくりに取り組み、働き続けられる人材を確保できるよう、関係機関との懇談会等を通じて環境づくりを推進しております。指標といたしましては「保育所に係る処遇改善実施率」、「特別養護老人ホームに係る処遇改善実施率」を指標としたいと考えております。④「地域包括ケアシステムの構築」でございます。市町村の主体的な取組を支援するとともに、医療・介護が一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療や介護における専門的な人材の確保・養成に取り組むこととしておりまして、指標といたしましては「地域ケア会議開催市町村数」「在宅医療連携拠点設置圏域数」としております。⑤「安全・安心のネットワークづくり」でございますが、こちらは生活保護や生活保護の手前の自立相談支援事業をすることとなっております。指標は90ページに参りまして「支援対象者のうちの就労者数」という内容です。各主体の取組は、表が長くなっておりますがご覧のとおりでございます。92ページをご覧いただきたいと思っております。こちらに「健康・長生きの支援」とございますけれども、①から④の4つの項目としております。1つ目は①「がん対策の推進」でございます。生活習慣の改善、がん検診に係る普及啓発をすることと、がん医療従事者研修や相談支援の取組を引き続き支援しつつ、がん患者や家族等に対する支援、がんに関する各種の情報提供・普及啓発の強化を行うという内容にしてしております。指標といたしましては、「75歳未満のがんによる年齢調整死亡率」でございます。続いて②「脳卒中予防」になります。広く生活習慣病に取り組むとともに、昨年設置しました「岩手県脳卒中予防県民会議」において、全県を挙げた活動を推進するということとしております。具体的には減塩等の食生活改善、適度な運動習慣の定着、禁煙施策の推進をさせていただきたいと思っております。指標といたしましては男性・女性の脳卒

中の年齢調整死亡率でございます。③「特定健診・特定保健指導」でございますが、関係団体と課題の情報共有を図りながら、関係団体の取組を支援していくということ、それから特定健診受診率の向上を図って、特定保健指導の取組を推進する、という内容になっております。指標は特定健診受診率となります。④自殺対策でございます。「岩手県自殺対策アクションプラン」に基づきまして、人材育成等や普及啓発に取り組むほか、50代の男性、70歳以上の女性を対象としたターゲットを絞った取組を強化するとともに、市町村や民間団体の取組を支援する、というような内容としております。指標といたしましては10万人あたりの自殺死亡率でございます。各主体の取組につきましては93ページから94ページにかけて記載させていただいておりますが、時間の関係で説明は省略させていただきたいと思っております。101ページ以降は総合戦略の管理の仕方、それから市町村との協働体制について記載しておりますが、そのなかに教育関係の施策もいくつかございますが、こちらは時間がないうえに割愛させていただきます。以上、現在の総合戦略の素案の概要でございます。現時点で修正をして事務局で考えている部分がございます。恐れ入りますがカラー印刷の資料、朱書きのある資料をご覧いただきたいと思っております。妊産婦の関係や教育サービスの部分で、表現が不十分な部分がございます。51、53、56、104ページの4ページ分の朱書きしている部分を修正したいと考えております。51ページの「ケア」の部分で、表現が分かりにくいということで「相談支援など母子保健サービス等の支援」と修正させていただくとともに、その下に「妊産婦ケア拠点」という表現がありますが、「妊産婦のニーズに応じた総合的な相談支援や妊産婦ケアに従事する」という形にしたいと思っております。53ページは朱書きの部分を追加させていただきたいと思っております。53ページは保育サービスの関係ですけど、「保育士・保育所支援センター」の設置となっておりますが、既にありますので、誤解を与えかねますので、「利用促進」に直します。表現が間違っている放課後指導支援についても修正を加えたいと思っております。それから③の部分につきましては「就学前児童」を「未就学児」という表現に統一したいと思いい、修正させていただきたいと思っております。さらに104ページでございますが、今ご説明した部分の関係で「妊産婦ケアセンター」の部分で朱書きのとおり修正すべきだろうと考えて、このように修正させていただきたいと思っております。総合戦略につきましては今後本日ご意見をいただき検討を加えまして、先程部長もおっしゃったとおり、10月下旬の策定を目指していくところでございます。説明の方は以上になります。よろしくお願いたします。

#### ○遠山会長

ありがとうございました。今日の会議はこの点について、子ども・子育て会議としてご意見やご質問をお寄せいただくという会議でございます。できるだけご質問をお願いします。

#### ○豊巻委員

資料1-2、素案の52ページの状況と目標について質問させていただきたいのですが、50ページの真ん中の点線のなかにある「子育てにやさしい企業等認証企業数」ですが、累計で38というのが気になるのですが、実績で23件、5年間かけて累計38件ということでしょうか。私はもう少し頑張って沢山の企業が認証を受ければいいなと思っているのですが、基準の厳しさだとか状況を知りたいです。

#### ○南子ども子育て支援課総括課長

子ども子育て支援課総括課長の南でございます。ただいま「いわて子育てにやさしい企業等認証」の現状等についてお尋ねいただきました。まず指標の関係につきまして、ただいまの委員のご指摘のとおり、現状23を最終的に、5年後に38を増やしていく、という指標の設定にしています。これについては平成19年度から始まった制度でありまして、年間1、2、3件程度といった実績で今まで推移してきたところで、一番多いときで平成24年度に5件ほど認証した経緯がありますが、なかなかこの企業認証に当たりましては、いわゆる要件の1つとして次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画をまず策定していくことが原則となっております。それに加えて、さらに、例えば企業独自の取組であります「男性育児休暇を取得している」などいろいろな要件があるのですが、そういった部分をクリアしないと、認証が進まないということがあります。ただそうは言いながらも私どもも、いわゆるワーク・ライフ・バランスといったものを考えた上で、企業認証を拡大していきたい、といった考え方が、現状23というものにつきましても、この5年間で今よりは拡大していきたいということで、38まで増やしていきたい、というような状況で今回KPIを策定させていただきました。

#### ○遠山会長

もうちょっと高い目標にした方がいいのではないかというご意見でした。そのほかどうでしょう。

#### ○両川委員

万遍なくいろんな戦略が書かれていますが、子どもが増えている諸外国を見ると、子育て支援の環境の充実度が高いほど、子どもが増えている。というところから、実は、見てみると、気になる、抜けている部分があるのですが、妊産婦ケアは岩手県が医療機関と連携してリスクの高い方々への支援などを行っているのですが、実は、虐待死したりする子どもも実際にいることを考えると、産後ケアセンターがだんだん大事になってくるのではないかと。どうしようもなく子育ての混乱を招いたり、育児うつだったりしたときに、とりあえず駆け込める場所が欲しいのではないかと感じているところです。切れ目のない支援のなかでも、これが子育て世代包括支援センターの中にそういう要素が入るのかどうか。もちろん宿泊だとか、お金がかかる制度ではあるのですが、この考え方を抜かさずに、産後のうつや混乱などを救っていただければいいなと感じたところです。

○南子ども子育て支援課総括課長

貴重なご意見ありがとうございます。ただいま妊産婦ケアのところに、特に虐待等に繋がるケースのある産後ケアについてお話がありました。現在、県におきましては、産後ケア、いわゆる産婦の方々の産後うつや育児不安が、子どもの虐待に関わってくるケースは全国的に非常に多くみられます。そういう観点から、今後は児童福祉の分野と母子保健の分野の機能強化といいますか、連携強化することが非常に重要になってくるかと思えます。県と市町村の連絡調整会議の中でも、母子保健分野と児童福祉分野の連携についての協力要請をお願いしているほか、あとは市町村には今、要保護児童対策地域協議会といったものがありますが、その中でも母子保健分野と児童福祉分野の連携についてお願いしているところでもあります。また昨年度までは国のモデル事業でありましたが、今年度から全国展開することとなりました「妊娠・出産包括支援事業」という新たな事業が、国庫補助事業で始まりまして、総合戦略にも記載されていますが、その中で市町村に母子保健コーディネーターを設置して、様々な相談に対応するといった事業があります。それに対して県の方では、県と市町村の連絡調整会議、母子保健コーディネーターの人材育成・研修事業を行うといった、新たな事業が展開されています。

そういった事業等も踏まえながら、若干産後ケアについての記述が薄いような部分も、そのとおりで思っております。その辺また改めて総合戦略の所管であります政策地域部と相談しながら検討させていただきたいと思えます。

○山口委員

岩手県医師会小児科の山口と申します。いつもありがとうございます。素案の最後の部分で、「児童生徒を対象とした『誕生学』等出前講座」というのがあります。結婚や就労の前に、子どもたちに「自分が生まれてきて良かったんだ」という意識がだいぶ欠けているように思うのです。だから自分という存在、それから「赤ちゃんは可愛いのだ」ということへの教育をもうちょっと見ていけば、子どもがほしいな、産みたいな、という気持ちになれば、もう少し結婚への願望が出たり、赤ちゃんを産みたいという希望が出てくるんじゃないかと思えます。こういうところはいかがでしょう。

○遠山会長

資料だと何ページくらいですか。

○山口委員

104ページの、「市町村と連携しながら検討を進めるべき施策の例」で、「児童生徒を対象とした『誕生学』等出前講座」など、ちょこちょこ出てくるのですが。

○南子ども子育て支援課総括課長

ありがとうございました。いまお話がありました内容につきましては、今後、子ども保健福祉部のみならず、教育委員会との連携を図りながら取り組むべき内容だ

と認識しております。そういった意味で現在私ども保健福祉部として、いわゆる「命の大切さ」という取組についてですが、実は一戸町に県立児童館いわてこどもの森というものがございます。今は指定管理ということで運営しておりますが、中核的な大型児童館、各地域の児童館の中核的な役割を果たし、各地域を回ってさまざまな子どもの健全育成に対する事業を展開しております。その中の一つとして、命の大切さを教える「命のお話キャラバン」というものを行っております。これは、助産師さんなどを中心にして、各地域をまわって命の大切さを、子どもたちをはじめ、もちろん親御さんに対しても、命の大切さを教えてくれる取組を行っているところであります。ただ、今お話があったように、裾野を広げて展開していくには、最終的には教育委員会の方に連携を図る部分も出て参りますから、そういったところも踏まえながら今後も検討させていただければと思います。

○遠山会長

A3の資料で、3段目下から2番目の「保健・医療・福祉充実プロジェクト」とありますが、別の箇所では「介護」というタイトルが付いております。その場合は「福祉・介護」となっております。県の方でどういう使い分けをしているか分かりませんが、福祉は介護と独立して「福祉・介護」という書き方をされていますが、ここで充実プロジェクトと言うときは、福祉の中に介護が入っている、という言い方、書き方なのでしょうか。

○小川保健福祉企画室企画課長

今ご指摘のとおりでございます。中身的には「保健・医療・福祉」の中に介護などを含んでいるということで、タイトル名としては、包括的なタイトルの付け方をしているというところでございます。

○遠山会長

説明は、「保健、福祉・介護の充実」となっていて、2段階の使い方をするのですか。

○小川保健福祉企画室企画課長

プロジェクト名の付け方については、ちょっと政策推進室の方に相談させていただきたいと思います。

○両川委員

先ほど山口先生の方から教育のお話を伺いまして、誕生学ということですが、もう一つ、家族学とか結婚とか、そういったものと一緒に。日本では学校の方での性教育は今までやられてきたと思うのですが、命の大切さも含めて。家族、愛だとか、たぶん結婚ということの概念を持たせるということが大事だったり、それから地域の中で、地域の人たちと結婚していくというのも、人口対策では大事なので地域の中を含めた教育を。一つはアメリカのほうで、教育テレビでやっていたのです

が、高校生が育児人形を使って、1週間か何日間か子どもの面倒をみるといったプログラムがあって、結局ミルクとかおしめをやらないと育たないんだよというような、実際のそういうことって必要だなと見ながら思っていたので、教育委員会さんの方にもお願いして具体的な教育をお願いしたいと思います。

#### ○南子ども子育て支援課総括課長

ありがとうございます。ただ今、子どもたちに家族の大切さ、あるいは結婚について、改めて考える機会を設けてもいいのではないかという話がございました。先般、実は新聞でも報告されていましたが、教育委員会・文部科学省で、保健体育の副読本の中に、結婚とか妊娠には適した年齢がある、という内容を新たに盛り込むといった記事も出ていました。そうしたことも踏まえながら、実は私ども保健福祉部サイドといたしましても、教育委員会と連携を深めながらこの3月に改訂いたしました「いわて子どもプラン」の中に、年齢的には多分高校生、大学生あたりになってくるのかなというふうに念頭に置いているのですが、そういう子どもたちを対象にして、自分の将来の人生設計といえますか、結婚、家族や子どもを持つ意味といったことについて考える機会ということで、子どもプランの中で、「ライフプランセミナー」といったものも何とか実現していきたいなと思っています。そういった内容のことを子どもプランの中に記載をさせていただくということになりますので、まだ3月に改訂したばかりになりますので、具体的な取組はまさにこれからになりますが、子どもさんたちの将来の自分の人生設計、ライフプラン、あるいは各ライフステージに即したさまざまな大切なことというか、改めて子どもたちに考えさせる機会について、いま子どもプランにも記載してある内容なども踏まえながら、家族観や結婚などを子どもたちが考える、そういう機会を計画なりに反映させるよう検討させていただきたいと思います。

#### ○佐藤利美委員

私立保育園連盟の佐藤です。まず、この人口問題、社会福祉にも大きく関わることだと思いますが、いずれ子どもをもうければもうけるほど生活が苦しくなるという状況だと思います。ですから、2人目や3人目は将来大学に入れられないからもうけない。ですから、子どもをもうければもうけるほど生活が楽になる何か、例えばフランスでは3人目が生まれると所得税、税金が安くなる。それから、3人目からは届出で手当が出る。そういうことで、子どもをもうければもうけるほど生活が楽になることをしていかないといけないと思います。物はいっぱいあっても、部分的にどうするか、というのはやっぱり考えていかないと人口は減っていくということです。そういうことで、子どもをもうければもうけるほどいろんな恩恵がある、そういう施策をしていかないと、ますます人口が減ると思います。それからもう一つ、働いている親、これは保育園に入れている親ですが、一番望んでいるのが第2子をもうけたときに子どもが保育園に入れるかどうか、これが非常に心配事です。だいたい4月当初は結構入りやすいけれども、それ以降はほとんど埋まっているので、途中で入りたいと思っても保育園が満杯になっている、というのが一つ。もう一つは

医療の問題ですね。お医者さんにかかるときにはどれくらいのお金がかかるかわからない、少しばかりの持ち合わせでは病院に行けない、そういう状況にある。ですから、子どもの具合が悪くて病院に連れていったらどうか、と言われて「はい」と言っても、家に連れて帰っちゃうのですね。病院に行かないで。ですから今医療費については還付ということで、後で返ってくるのですが、そのときに持ち合わせがなければ病院に行けない。だから早く現物支給でお願いしたい。そうすることによって子どもも健康に過ごせるし親も安心できる。それが二つ目です。もう一つは保育園の話だけかもしれませんが、保育士がいつも少ない、足りない。私の保育園にも今3人産休・育休を取っています。その代わりの人で済ませないから、皆無理をして仕事をしてきたくなっている状況です。ですから、余裕のある人事体制ができるような政策をお願いしたいと思っています。そのことによって子育ても充実していきますし、保育士も安心して仕事ができる。さらにもう一つは保育士の待遇は全就労者の平均よりはるかに低い。ですからこの待遇改善も去年は若干しましたけれども、まだまだ足りない。その待遇が悪いということもあって、ほとんどの保育士が県外に流れていきます。待遇改善についても、県でできることがあれば、お願いしたいです。

#### ○南子ども子育て支援課総括課長

それでは私の方から医療費以外での説明をさせていただきたいと思います。まずお話がありましたように、子どもをもうければもうけるほど楽になるような施策、2人目、3人目をもうければ楽になるような施策がないか、という話でしたが、なかなか国の現行の制度ではそういった施策、あるいは県の制度を見ましてもそういった制度、子どもさんをもうけても生活が楽になるような制度は今のところは難しいというのが実情であります。ただし、子どもさんを2人目3人目もうけることによって様々な負担が家庭では発生するわけですが、国の施策、あるいは県の施策では子育ての負担を軽減していく、財政支援をしていく、そういった形での取組を現在では進めているところでございます。そういった意味では、一つの例とすれば国の制度であります、幼稚園の取組ですが、2人目は2分の1、3人目は無料といった制度もございます。ただそれぞれ、これは福祉の分野だけで語ることはなかなか難しいということでありまして、例えばその雇用の格差の問題であったり、所得の向上にも様々な分野に影響してくるものでございますので、これは全庁的な立場から総合的な取組が必要であります。私どもはそういった観点からは今回自然減対策の中にあっても就労支援、雇用の確保といったところも踏まえながら、商工労働観光部との連携を図りながら総合戦略を策定したいと思いますが、なかなか2人目3人目をもうけることによって生活が楽になるというような施策は、内部で検討はさせていただきますが困難な面が多いのかなと考えております。

それから3点目に述べられました保育士不足の話であります。先ほど話があったように全職種に対する保育士の給与水準が、全職種の平均に比べて10万円くらい低いという現状があります。ただそういった現状等を踏まえながら本年4月から本格施行されました「子ども・子育て支援新制度」の中では保育を必要とする子どもさ

んたちが、安心して保育を受けられるように様々な環境整備、あるいは保育士さんの処遇改善を新制度の中で対応をしてきているのですが、その一つとして保育士さんの給与の面での処遇改善についても今回新たに国の財源を確保した形での制度が設けられました。ただ実態を見ていきますとやはり県内での保育士不足というのは、私のほうも毎年6月・7月に県内の保育士等を対象にアンケート調査を行っているのですが、昨年行った調査では回答があった99施設で106人の保育士が不足しているといった回答がございましたが、本年の保育士調査によれば、118施設で187人の不足で、昨年と比べますと1.8倍程度増えました。そういった実情にありますので、そういった現状を踏まえながら私どもとしても国の就労改善のほか、併せてH25年10月に県で設置をしました「保育士・保育所支援センター」というものがございます。その中で求人・求職、あるいはマッチング、さらに潜在的な保育士を今の教育現場の方で活躍していただく、そういった取組を発足させているわけで、H25年度は半年間の実績でありましたが11人程度しかマッチングが、就職に結びつきませんでした。昨年度1年間では60人の就職に結びつきました。加えて、今年度はさらに、待ちの状態です。求人・求職のマッチングをするのではなくて、「保育士・保育所支援センター」自らが県内の保育所の方に出掛けて、求人・求職のマッチングをやっていこうという、今年度は更に外に出て行く活動を広めるような取組に切り替えようということですので、なんとかそういった取組が相乗効果をあげて、保育士不足に対応できるようにしていきたいと思っております。ただ、様々なご意見、アイディアがありましたら、いろんな形でお寄せいただけましたらそういったことも踏まえながら政策の方に反映できるように検討させていただきたいと思っております。

○藤本委員

途中入所のことも佐藤先生はおっしゃっていたのですが。

○南子ども子育て支援課総括課長

先ほどおっしゃった途中入所の話ですが、年度当初に保育所の定員が埋まってしまって、年度途中で入所申請してもなかなか入所できない待機児童の問題があります。これについてデータから申しあげますと、平成26年4月1日で県内の待機児童数、いわゆる入所申請したけれども入所できなかった子どもが193名おりましたが、本年4月1日現在では128名、65人減少している状態でございます。これについてはなかなかご理解いただけないところもございまして、様々私どもも県内の保育所の新たな新設、施設整備を行ったり、併せて今年度新たな制度の中で向こう5年間の需要と供給のバランスをみた計画を立てて、計画的に取り組むこともございまして、加えて従来はいわゆる事業として行っていたものを今年から地域型保育給付、地域型保育事業ということで、例えば小規模保育事業、認可事業という質のレベルの高いもの、今年度は10箇所、150人の規模でやる、そういったような様々な施設整備の効果、あるいは新たな制度の中で始まった小規模保育事業でありますとかそういったものが様々奔走したものだと思っておりますが、結果として昨年度

193名が128名に待機児童が減少している、と結果的にはなっています。しかしながら委員のご指摘のとおり年度途中で入所申請があれば、どうしても満杯状態になって入れない、というのが今の実情であります。そういったことについてはなかなか保育所という機能、枠のなかで考えた場合、不可能な部分もありますので、さまざまな先ほど申し上げた小規模保育事業でありますとか、そこも満杯になっているところもあるかと思いますが、そういう様々な社会資源を、これから市町村の5年間の計画の中で活用しながら待機児童解消に向けた取組もこれから念頭に置きながら進めて参りたいと思っております。

#### ○小川企画課長

私の方からは子どもの医療費の関係についてでございます。子どもが本当は受診すべきところを受診しないというお話を頂きました。そういう話は確かにあると思っています。そういう観点からも、総合戦略、具体的には56ページ③に「子どもに対する医療の充実」という項目がありますが、未就学児、就学前児童とあるのですが、それに対する現物給付化も重要な取組として検討していくこととしております。いずれ子どもに対する医療につきましては、今年度の夏には一部対象拡大しておりますが、今後未就学児への現物給付化にも一生懸命取り組んで参りたいと思っております。以上です。

#### ○遠山会長

それでは次もありますので先に進ませてもらいたいと思っております。議題の2、情報提供というところでございますが、アの「子ども・子育て支援新制度の本格施行」についてお願いします。

### (2) 情報提供

#### ア 子ども・子育て支援新制度の本格施行について

#### ○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

それでは保健福祉部の高橋から資料2について説明させていただきます。まず1としまして子ども・子育て支援新制度の概要についてです。本日は新たに委員となられた方もおりますので、昨年度1年間こちらの会議を通じて検討していきまして、今年度4月から本格施行されました新制度につきまして簡単に説明させていただきます。(1)の趣旨ですが、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、消費税率の引き上げによる新たな財源を確保して、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する、という趣旨でございました。この基本的認識につきましては、H24年8月に新たに成立されました「子ども・子育て支援法」に掲げております基本理念の規定に基づいております。また「財源」につきましては、子ども・子育て支援の質と量

の充実を図るため、平成29年度までに消費税10パーセントの引き上げによる確保とします7,000億円を含めまして1兆円程度財源を確保して子ども・子育て支援新制度を進めるという国の方向性が示されております。「市町村が実施主体」ということですが、新制度では教育・保育の中心的な実施主体として市町村を位置づけまして、各市町村がそれぞれ市町村子ども・子育て会議を設置いたしまして、市町村子ども・子育て支援事業計画を5年間、教育・保育に関する計画ですがこれを策定して進めるといったような、(2)のこれから説明しますポイントになるような施策を実施するといったことになっております。県と国におきましてはこれを重層的に支援していくという仕組みとされたところでございます。(2)の主なポイントでございしますが、案につきましては文部科学省と厚生労働省がそれぞれ所管、運営補助を行ってございました幼稚園、保育所、認定こども園、これらを合わせまして4月からは全て内閣府から共通の運営・支出とします施設型給付が新たに設けられました。また地域型保育給付といたしまして、これまで認可外保育所と言われておりました小規模の施設を市町村が認可できるようにしました。イにつきましては、認定こども園のうち、幼保連携型といわれる認定こども園の施設につきまして認可や指導監督を一本化しまして、各学校と児童福祉施設の両者の性格を有する施設であることを法的に位置づけました。そのほか、認可申請等の簡素化が図られたということでございます。ウにつきましては、これまで国、県、市町村と担当ごとに別々に補助金交付等を行ってございました、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業、延長保育、ファミリーサポートセンター等の子育て支援のほか、先程お話がありましたように、妊婦健康診断、課題のある妊婦さんを訪問する養育支援訪問事業、こういった産後うつ対策も含めまして、地域子ども・子育て支援事業交付金として内閣府で一元的に給付するという仕組みができたところでございます。(3)につきましては、子ども・子育て支援新制度が本年4月から本格施行されたということでございます。

次に2の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の状況についてですが本格施行に向けまして、この会議、県子ども・子育て会議を平成25年11月に設置させていただきまして、いわての子どもを健やかに育む条例の制定や県の子ども・子育て支援事業支援計画の策定等についてご意見をいただいて参りました。1年半に渡りまして新制度の準備を進めた結果、本年4月の県内の教育施設の状況、表の中間「施設・事業数」というところでございますが、上段が平成27年4月の施設設置数、中段が昨年4月の設置数、下段が増減ということになっております。まず新制度の柱の一つであります認定こども園につきましては、本年4月に39施設となりまして、昨年4月と比較しまして9施設の増加となりました。また資料にはございませんが、全国では昨年4月は1,360施設ありましたが、これが1,476施設増加いたしまして、合計2,836施設となりました。保育所につきましては、340施設となりまして、昨年度より1施設の増加。特定地域型保育事業では、新たに10施設が設置されたということになっております。保育所の増減が随分少ないように見えるのですが、認定こども園の設置でありますとか、そういったところに保育所の機能が備わっております。その次に、右の定員について、合計欄をご覧いただきたいのですが、施設の増

加によりまして、子どもたちの受け皿が拡大しております。まずは1号区分定員、これは半日程度の幼児教育を必要とするお子さんの人数ですが、1号が合計3,158人、昨年度から111人の増加になりました。また、2号と3号、これは終日保育を必要とする子どもの人数でございます。この合計が29,362人となりまして、昨年度より1,681人増加いたしました。これらは昨年度までに各市町村が住民の幼児教育・保育のニーズを調査いたしまして、平成27年度から31年度までの5年間で住民のニーズに対応する定員数を整備するという目標を掲げた計画となりましてその初年度として増加させた定員数となっております。上の1の(2)のAで説明させていただきましたが、施設型給付及び地域型保育給付を活用して、これらの受け皿整備を行っております。また、先程職員の処遇改善の話がございましたが、新制度に伴う加算の追加がありましたので、いわゆる保育士環境の充実とか、職員の処遇改善など教育・保育の質の向上も併せて行うということになっております。認定こども園だけではなくて従来の保育園・幼稚園におきましても、一定程度の向上が図られるということになっております。(2)の幼稚園の状況でございますが、私立幼稚園は新制度によりまず施設型給付に移行することもあります。これまでどおり県の私学助成による助成ということも担保されております。このため新制度に移行しました幼稚園は、県の106幼稚園のうち、公立、市町村立は52箇所でございます。私立幼稚園につきましては5箇所、計57箇所となっております。イにありますとおり、49の私立幼稚園が私学助成の補助を受けているということになります。新制度の幼稚園に移るということは、施設型給付を受けるとともに、市町村との連携ということになりますので、例えば保育所で子どもさんを預かれないときに、幼稚園の方の一時預かりで子どもさんを預かってくれないかということも可能になる、制度設計としてはそういうことになります。なお、私立幼稚園が認定こども園となり、新制度に移行するケースがございますので、私立幼稚園だけになりますと、本年4月に計10件が新制度に移行したということになっております。以上、非常に簡単ですが、新制度への移行の状況について説明いたしました。

#### ○遠山会長

ありがとうございました。新制度が4月からスタートしておりますことと、現在の施設の状況についてもご説明いただきました。それでは続きましてイの情報提供、「いわての子どもの貧困対策推進計画」の策定に関してご説明をお願いします。

#### (2) 情報提供

イ いわての子どもの貧困対策推進計画（仮称）の策定について

#### ○高橋久代課長

子ども子育て支援課の高橋と申します。資料3をご覧くださいと思います。策定の経緯でございますが、国におきましては子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しまして、去年8月には、法の第8条に基づきまして「子どもの貧困対策に関する大綱」

を策定したところでございます。また、同法第9条におきましては、都道府県でも子どもの貧困対策計画の策定をする努力義務が課されたところでございます。なお国の大綱に掲げる主な事項といたしましては、点線の箱の中に記載しております、基本的な方針ですとか、子どもの貧困に関する25の指標、あるいは指標の改善に向けた重点的な施策として、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援の4つを掲げております。こうした国の施策を受けて、子どもの貧困対策は本県においても重要であることから、今年度中に本県における子どもの貧困対策に関する計画を策定することとしたところでございます。なお平成27年4月1日から、ご承知のとおり施行しております「いわての子どもを健やかに育む条例」、この条例におきましては、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮することを基本理念としておりますが、この条例を踏まえた取組としても、位置づけるものとしております。計画の内容につきましては、大きく5つの項目で構成するものとしております。まず「はじめに」の項目では、計画策定の趣旨ですとか位置づけ、また計画期間について記載して参ります。計画期間につきましては、現在のところ国の大綱とあわせまして、H31年度までということと予定しております。また項目の(2)といたしまして「子どもの貧困を取り巻く状況」として、本県の生活保護世帯やひとり親世帯等の状況、現状ですとか、あるいは国の大綱と本県の指標を比較しまして現状を説明させていただくというような項目でございます。また(3)に「施策の具体的推進」としまして、国の先程申し上げました大綱の4つの重点施策である、教育支援、生活支援、保護者支援、経済支援に対する施策、あるいは推進方向の具体的な取組の内容を記載して参ります。また、(4)としましては、「主な指標」として、指標を掲げ、さらにH31年度までの目標値を掲げていく予定としております。最後に「その他」の項目では計画の推進といたしまして計画の進捗管理ですとか、国の大綱でも記載しておりますが計画の見直しについても記載させていただく、というような予定でございます。この計画ですが策定中でございます。すでに本計画の策定にあたりましては、会議委員で構成いたします検討委員会を立ち上げておりましたが、裏面に参考ということで委員会の委員名簿をつけさせていただいておりますが、本会議からも3名の委員の方にお入りいただきまして検討を進めさせていただいているところでございます。7月の第1回の検討委員会を終了した後、この委員会でもご意見を伺いまして、10月に第2回の委員会、その後具体的な素案につきまして12月のパブリックコメントでいただきました意見等についての議論を第3回目の委員会で2月頃行い、さまざまな意見を伺いまして、年度内3月の計画策定、ということで「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定して参りたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

#### 4 その他

##### ○遠山会長

ありがとうございました。検討委員会を作られて、そこで検討されていることですが、情報提供ありがとうございました。何かご質問ございますか。

それでは、議題は以上でございますが、「4その他」というところで委員の皆様から何かご発言がありましたらお願いいたします。

#### ○藤本委員

藤本です。いつもお世話様でございます。情報提供ということで「ア 子ども・子育て支援新制度」に関してお話があるのですが、市町村が実施主体となったものだから、悪く言えば県の方がやってくれなかったところが市町村になってしまったものだから、岩手県はとても広い地域だから、子ども・子育て支援新制度が4月に始まり、混乱はあると思うのですが、例えば被災地の沿岸部の方たちは子ども・子育て支援も大切なんです、被災地、被災のことが大きいということがあって、やはり県内でサービスが行き届いていないといったところがありますから、どこの市町村に行っても同じサービスを受けられるような格差のないかたちを取ってほしいと思います。例えば預かる時間、標準時間で子どもを預かるようになっていのですが、これもH26年度までに入っている子どもさんは親御さん、保護者の方たちが短い時間の中でも、H26年度までの標準時間のままでずっと見てくれるのですが、今度の4月からの親御さんが2子目・3子目も申込みすると、親御さんって前まで見てくれていたお兄ちゃん・お姉ちゃんたちのことはぎりぎりまでゆっくり置いて、後から迎えに来ることがあるんですが、市町村によっては、例えば雫石なんかは、ずっとお兄ちゃんと一緒に居ていいよ、というようなことを短時間ではなく標準時間でやっているところもあるし、迎えにいったりしているところがあるよ、というところがあったりして、これってどうなのかな、と思っていました。それから小規模の保育所ですが、自慢ではないですが、私たちの保育所というのは子どもたちの事故や問題というのは少ないのですが、この小規模の保育所を認可しましょうとなってきたものだから、それこそ認可したときに、そこで認可されたお墨付きがあったとしても、何か死亡事故とか重大な事故って認可外のところが多いのですが、そういうところを認可したのであれば、さらなる監督指導をよろしく願いたいということです。

それから、これは新制度に関わることではないですが、助産師さんや先生方を講師として呼びして、いろいろな会議等、勉強会をやるときがありますが、保護者の方たちには是非聞いて欲しいことが多々あるのですが、如何せんこの人たちは日中子どもを保育園に預けて仕事をしている人たちですので、その時間帯でせっかく良いお話をしても親御さんたちが聞けないのです。ですから日曜日にやるとか、講師の先生方には大変申し訳ないのですが、夜6時か7時くらいからやるなど、こういった人たちも視野に入れてやって欲しいと思うのです。私たち保育士は託児というかたちを設けて、子どもさんが大変であれば連れてきてください、お部屋を借りて子どもさんたちを見てあげますよ、というようにして、その間に素敵な参考になるお話を聞いて欲しい。私たちも勉強しますので、そのような時間帯とかを考えていただきたいと思いました。以上です。

○南子ども子育て支援課総括課長

ただ今3点ご意見を頂戴しました。1点目の市町村における保育サービスについては広い県内でサービスが均一に行き届かないというのがあって、そのような観点からかつてにないサービスを提供できるように、ということをご提案いただきました。基本的には児童福祉法の中では教育の実施責任という規定がありましたので、いま市町村となっていますので、本来的には市町村がその取組を実施すること、そして、県の取組では、市町村の取組を重層的に支援するという位置づけになっておりますが、そのために、国におきましても告示の中で、市町村がそういうサービスを提供するに当たって、均一なサービスを提供するためには、どこの市町村においても同じような基準をもって、もちろん認可は含んでいるのですが、さまざまなサービスの提供、今お話があった保育の標準時間・短時間の考え方についても市町村ごとに異なってはいけない、ということがあります。ですから国が告示の中で基準となる数値を示して、それを元にして各市町村が独自のオリジナリティを反映させながら、市町村で条例なり規則を定めてそういった取組をされている。したがって、原点・根本となる基本的なサービスは国がそういう基準を示しておりますので、基本的にはそういう最低限の格差のないサービスの提供をできるのではないかと考えています。ただ一方で、昨年1年間タイトなスケジュールの中で、新制度に向けた様々な取組をしていただきました。大きな混乱もなく4月1日を今年度迎えたと思っているのですが、やはり実際に取組をしたうえで、市町村、あるいは現場で保育所・幼稚園の方々を試みれば制度の中でいろんな綻びが見えてくるのではないかと思います。それが今のお話の一例かと思えます。そういった制度の見直しの中で必要な部分について、先般6月に現場の声を踏まえた市町村の方々、私ども、そして内閣府から職員をお招きして、制度の見直しについて意見交換をさせていただいたところでもあります。国においても今後、なかなか制度を一度に変えるというのは難しいものですから、若干そういった形で通知とか運用の中で変えられるものは何とか反映させていきたいということでもございましたが、今後私どもも現場の声を聞きながら、いろんな制度の綻びとか、そういったものは声を聞いたうえできちんと国の方にも届けたいと思っております。

あと2点目の事故のお話でございます。これまででいうと事故については国でも公表されているわけですが、実態とすれば認可施設と認可外施設とで、どちらかというとな認可外施設の方が、事故が多くなってきているということでもございます。そういった観点から今般の新制度の中では、これまでの認可外の施設あるいは認可外の事業から、ある一定程度の基準をクリアしたものを認可していこうといった、先ほどの小規模保育もそうなのですが、そういう最低限のレベルをクリアしたものを認可事業として、そしてそこに対して給付面を国がやっけいこうとレベルアップを図っているところでもあります。ただ、まだ認可外として残っているところも現状としてはあるわけですので、これについては法令上も国の通知書にも、県やあるいは中核市に指導監督の権限、施設側からの届出の義務がありますので、そういった形で毎年1回、現在、振興局が監査という形で運営状況や体制でありますとか監査をしているところでもありますので、そういったところを通じて一層この新制度が安

心・安全な制度として、あるいは認可外保育施設も含めて子どもさんたちに安心・安全な環境の整備というのは今後もきちんとした指導をしたいと考えております。

あとは3点目に保護者の皆様にも聞いていただきたいといったような勉強会ですが、ちょっと開催・主催者側の主体が分からなかったのですが、県の方でも、そういう開催をしている、あるいはお話があったことを踏まえながら開催したいと思えますし、また市町村でもそういった開催というのがあるかと思えますので、情報交換する機会がございますので、そういった声は市町村にもお届けしたいと思えます。

#### ○両川委員

保育園、幼稚園、こども園がメインの柱になっておりますが、実はそこへ通っていない子どもたちは本当に恩恵を受けているのかな、というのがありまして、支援センターなどの制度はあるのですが、例えばそこのお母さんたちや子どもも一時預かりするとき、一般の保育園ではキャパシティが広がったといってもなかなか預けにくい、それで、うちみたいにNPOの方が預かるのですが、全部お母さんたちの負担になるのです。それで、その辺のところの回数券でもいいですし、何か家で子育て支援をしている方に対しても子ども・子育て支援新制度のうま味を感じさせていただきたいなと感じているところです。

#### ○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

先ほどの子ども・子育ての市町村の計画の中でニーズ調査をしたと申し上げましたが、保育・教育を受ける方だけではなくて、家庭サービスの方のニーズについても各市町村でニーズ調査をして、子ども・子育て会議の中で様々な病児保育であるとかなかなか実現の難しい点も含めて、これから5年間どうしていこうかという議論をしていくものと思っております。まずは保育を必要とする方が保育を受けられないという喫緊の課題というのもありますので、まずは市町村の方で優先順位を付けて進めていくのが5年間の計画というふうに考えております。こちらの会議で出た意見につきましては、市町村の方にもお伝えしながら来年度2年目に向けてまた予算を作っていくということになります。

#### ○遠山会長

ありがとうございました。時間が参りましたので事務局から何かございますか。

#### ○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

今後の予定についてご連絡をさせていただきたいと思えます。本会議におきましては副題を設けておりまして、認定こども園部会というものがございます。こちらの方には昨年度指名させていただいた方々が委員となっておりますが、認定こども園を新しく設置したいというときに審査をしていただくということになっております。また、来年の4月に複数の認定こども園が設置されるという見込みで調整を行っている段階ですので、10月中に第1回の認定こども園部会を開催させていただきたいと思っております。委員の方々には個別に後日日程調整の連絡をさせていただ

きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本会議は親会議と呼んでおりますが、親会議につきましては、これまでの振返りと来年の方針ということでもう一回、年明けですが、改めて日程調整をさせていただきまして第2回ということで開催をさせていただきたいと思っております。なお委員の皆様はの任期になりますが、先程H25年の11月に設置ということで、一応2年間、11月が満了、という期間になります。4月、5月に変更をいただいた方も含めて、一旦ここで任期を切らせていただいて、新たにまた手続きをしていただく必要がございますので、個別にご連絡をさせていただき予定としておりますので、ご了承お願いいたします。

○遠山会長

それでは最後に佐々木部長からコメントをお願いします。

○佐々木部長

ふるさと振興総合戦略の素案に対しまして、貴重なご意見、ご指摘、ご提案ありがとうございます。記述が薄いのではないかと指摘の部分については加筆修正を検討し担当する政策地域部でも調整して参ります。それから指標の目標値の設定が甘いというご指摘につきましては、これはPDCAサイクルで毎月検討、進行管理することになっておりますので、その際に目標を達成した、しなかったというところだけではなく、なぜそうなのかといった説明責任を果たしていきたいと思っております。学校サイドとの連携が重要だということはその通りだと思っておりますし、教育委員会制度も変わっておりますし、我々行政サイドからも教育委員会との連携を密に進めていきたいと思っております。子育て世代が抱える様々な課題、いわゆる生きにくさということにつきましては、このふるさと振興総合戦略に基づきまして、県としての部分と、やはり全国的に取り組むべきというものがございます。今回の総合戦略の中にも、国を挙げて取り組むというものについてはそういった項目を設けて整理しておりますので、これは既に国に対する予算、提言等で行っているものもありますが、是非こういったものも、国に訴えていくなりして、子育て世帯の高い負担については少しずつ良い方に向けていきたいと思いました。総合戦略策定後におきましても、社会を変えて子育てを進めていくことが重要だと思っておりますので、委員の皆様方からはお気づきの点があれば、随時で結構ですので、是非ご意見・ご提言を子ども子育て支援課、保健福祉部の方にお寄せいただければありがたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○遠山会長

それでは本日は皆様、活発なご意見・ご質問をお寄せいただきありがとうございます。それでは事務局の方をお願いします。

## 5 閉 会

○高橋主幹兼少子化・子育て支援担当課長

遠山会長ありがとうございました。本日は長時間にわたりまして貴重なご意見をいただきまして、こちらからも御礼を申し上げます。以上で平成27年度第1回岩手県子ども・子育て会議を終了させていただきます。